

令和4年度
神戸市屋外広告物審議会

(地上広告物の今後のあり方について)

令和5年4月

神戸市

広告物等景観保全地区の指定について (郊外インターチェンジ周辺地域)

1. 検討の背景

- ・都市景観は、自然をはじめ建物や道路、街路樹など様々な要素によって構成され、屋外広告物も、こうした都市景観を構成する重要な要素の一つとなっている。
- ・神戸市では、全国に先駆けて昭和53年10月に「神戸市都市景観条例」を制定し、様々な景観施策を推進してきた。令和3年12月には、都市景観条例を全面改正するなど社会潮流の変化をとらえながら景観施策に取り組んでおり、神戸市屋外広告物条例も、屋外広告物法及び他の法令の改正、時代の潮流に合わせて関連事項の整理を行う必要がある。

2. 屋外広告物の在り方(郊外部インターチェンジ周辺)

- ・神戸市では、現在、都市ブランドの向上と人口誘引につなげるプロジェクトとして、「リノベーション・神戸」に取り組んでおり、神戸のまちの佇まいや雰囲気印象付ける「顔」となる重要な空間として主要鉄道駅の駅前空間の再整備を実施している。
- ・一方、車を利用し神戸を訪れる訪問者にとっては、高速道路のインターチェンジ周辺が、市の玄関口として最初に目に触れる場所であり、神戸の印象に大きく影響を及ぼす空間となっている。しかしながら、緑豊かな郊外部インターの一部では、周辺の自然環境に調和しない派手な色彩の看板や看板の乱立が見受けられる。
- ・令和4年度神戸市屋外広告物審議会では、神戸の玄関口として、特に郊外部インター周辺でのふさわしい屋外広告物の在り方として、他都市の動向なども踏まえながら、様々な専門的見地により検討を実施し、神戸市広告物等景観保全地区として基準づくり等を行った。

3. 令和4年度 神戸市屋外広告物審議会

(1) 委員

氏名	職名
会長 角 松 生 史	神戸大学大学院 法学研究科 教授
会長代理 藤 本 英 子	京都市立芸術大学 美術学部 教授
磯 山 哲 男	兵庫県屋外広告美術協同組合 副理事長
勝 沼 直 子	神戸新聞社 論説委員長
木 原 和 子	神戸市ネットモニター
中 村 留 美	神戸法律事務所 弁護士
長 濱 伸 貴	神戸芸術工科大学 芸術工学部 教授
古 澤 チ エ	神戸市ネットモニター

(2) 審議会開催日程

- ・令和4年11月18日 第1回 審議会 開催
- ・令和5年1月30日 第2回 審議会 開催
- ・令和5年3月28日 第3回 審議会 開催

I. 広告物等景観保全地区について (神戸市屋外広告物条例第8条)

(1) 基本方針

一 基本構想

高速道路等のインターチェンジ周辺は、駅前空間と並び神戸への訪問者の目に最初に触れる場所であり、神戸のイメージや魅力に影響を及ぼす地域の顔となる重要な空間である。

一方、郊外のインターチェンジ周辺の一部には、人の目を引くことのみを目的とした大きく派手な広告が乱立し景観の調和を著しく阻害している。

また、交差点付近では、これらの看板により信号機や交通標識の視認性を低下させ、交通事故の発生や円滑な移動の妨げとなる恐れがある。

地域の景観に調和するとともに、神戸の玄関口としてふさわしい景観を整序していくため、郊外インターチェンジ周辺地域を広告物等景観保全地区に指定し、看板の位置や色彩の規制・誘導等を行い、周辺環境と調和した統一感ある沿道の広告景観形成をめざす。

二 広告物等の位置、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

広告物の種類	位置、色彩、意匠その他表示の方法
地上広告物	(1) 広告物の相互間距離は5 m以上とすること。 (2) 信号機及び道路標識からの距離は5 m以上とすること。 (3) 彩度10以上の色数は2色以下とすること。 (4) 広告物が複数掲出される場合は集合化に努めること。 (5) 神戸市景観計画の景観計画区域全域（重点地域及び重点地区を除く。）における「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に示す景観形成基準及び夜間景観形成基準を満たすこと。

【参考】

(許可基準)

	(新たな基準)	(参考) 兵庫県
相互間距離	5 m	5 m
信号機等からの距離	(信号機) 5 m (道路標識) 5 m	(信号機) 5 m (踏切) 5 m
色彩	彩度10以上の色数は2色以下	彩度10以上の色数は2色以下

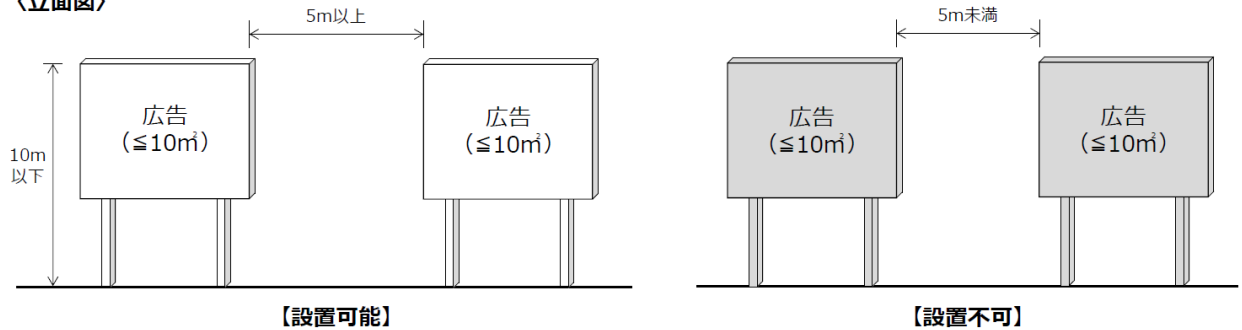
(その他一般基準) 神戸市屋外広告物条例施行規則 別表第1②

	神戸市		(参考) 兵庫県
	住居系地域	商工系地域	
面積 (1面)	10㎡以下	30㎡以下	10㎡以下 ただし、広告塔は2面15㎡以下
高さ	10m以下	15m以下	5m以下 ただし、広告塔は10m以下

※ 住居系地域・・・市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域

商工系地域・・・準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

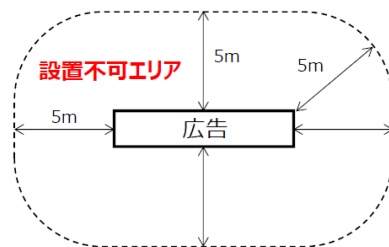
〈立面図〉



〈平面図〉

設置可能エリア

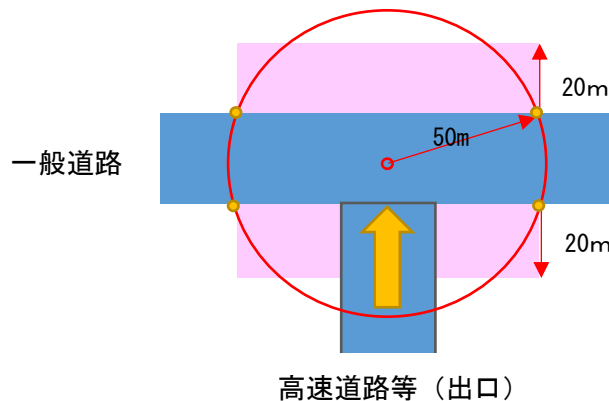
注：面積・高さは、住居系地域の場合を例示



(2) 指定範囲

- ・市外から市内に車両が流入する郊外の高速度道路等のインターチェンジ周辺地域
※郊外：人口集中地区 (DID 地区) 以外
- ・高速度道路等の出口と一般道路の合流する地点 (出口道路の中心線と合流道路の中心線が交わる点) を起点に半径 50m、一般道路の道路境界線から 20m の範囲で指定する区域

(例)



【参考】

(指定範囲の考え方)

- (1) 合流地点から半径 50 m
 - ・ドライバーが看板を視認できる範囲（視野角：概ね120度）を考慮して設定
- (2) 道路境界線から 20 m
 - ・神戸市の地勢や看板の設置状況、他都市の指定状況、また道路法（第44条）の沿道区域の指定基準をもとに設定

(3) 指定区域について

- ・市外から市内に車両が流入する郊外の高速道路等のインターチェンジ周辺地域
 ※郊外：人口集中地区（DID地区）以外 23か所

[指定区域]

1 神戸三田IC	2 長尾IC	3 大沢IC	4 吉尾IC	5 柳谷IC
6 五社IC	7 有馬口IC	8 唐櫃IC	9 からと東IC	10 唐櫃南IC
11 からと西IC	12 箕谷IC	13 藍那IC	14 神戸西IC	15 しあわせの村IC
16 布施畑東IC	17 布施畑西IC	18 布施畑IC	19 前開IC	20 永井谷IC
21 長坂IC	22 伊川谷IC	23 玉津IC		

(4) 経過措置について（神戸市屋外広告物条例第12条の3）

【規則改正に伴う既存不適格物件の経過措置の期間】

原則、現在の許可年数終了後、**3年**を経過するまでの間

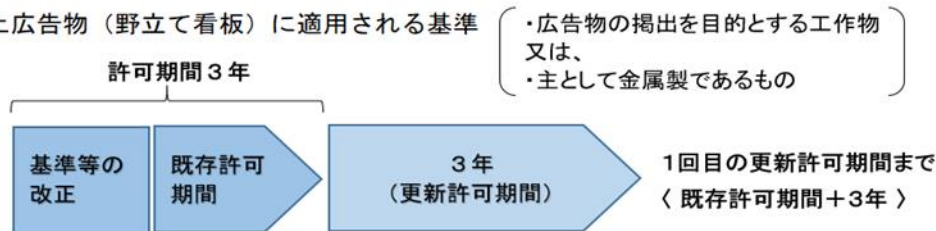
（ただし、4年目以降は、改修計画書及び誓約書を求め適正化を担保する。）

《経過措置のイメージ》

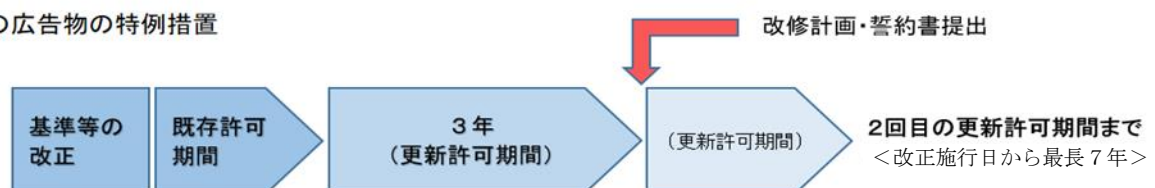
① 一般基準



② 地上広告物（野立て看板）に適用される基準



③ ②の広告物の特例措置



II. 今後の屋外広告物の在り方について（今後の課題・検討事項）

以下は、今後の屋外広告物の在り方を検討していく上での必要な視点・課題として引き続き検討していく。

規制基準全般

- ・規制は厳しくするだけでなく実効性のある基準にするという視点が重要である。
- ・規制の在り方は、短期的な視点、長期的な視点をもって検討しなければならない。
短期的には、少なくとも兵庫県基準に合わせた規制とすることが自然であるが、一方で、長期的な観点としては、集合化により表示面積が小さくなることで広告として成り立つのか、また、デザインの観点からの色彩の在り方や、民間の土地利用と広告業等の活動と、景観行政とどうすればマッチングできるのかという観点から考察していくことが必要である。
- ・表示面積や高さの基準が一律に定められているが、看板を設置する地盤面と道路面に高低差がある場合など立地条件によって基準を検討することも必要ではないか。

彩度・色相要件

- ・景観との調和という点では、彩度よりベースカラーが重要であり、ベースカラーに一定の規制がかけられないか、将来的には検討が必要ではないか。

規制範囲

- ・規制範囲については地形・地勢の観点を考察する必要がある。平坦地が多い都市部であれば視覚的にも規制範囲を広くする必要があるが、神戸のような地形では20mの範囲とするのが現実的である。規制後の状況を踏まえて、数年後に検討することも必要ではないか。

経過措置期間

- ・土地利用や広告板は私有財産である以上、財産的価値が認められるため、一定の経過措置は必要であるが、現在の経過措置期間（現在の許可年数終了後3年間や特例措置）が適切なものは今後、検証していく必要があるのではないか。

指導体制

- ・無許可物件に対して是正措置をとるためには執行力を高めていかねばならない。屋外広告物法第7条に基づき行政代執行による除却が可能だが、実効性を担保するために、基準の制定に併せて指導体制の見直しができるれば執行力を高めていけるのではないか。

規制基準の周知

- ・見直しされた基準をより実効性のあるものとするためには、広告事業者だけでなく地権者への周知が重要である。

モデル地区での先行的な取り組み

- ・まちの風景を修景しながら、商業的にみせる広告の在り方を検討するためには、モデル地区を指定し、先行的に景観修景を促進するための行政からの助成を検討する必要があるのではないか。また、取り組みの効果を検証し助成制度の在り方は引き続き検討する必要がある。
- ・モデル地区において先行的に看板の集合化を図る場合、表示面積や高さの基準の緩和は検討できるのではないか。

壁面広告物の許可基準

- ・同一壁面において同一内容の広告物の掲出は、一定の距離を設けたもの以外は、原則禁止している。同一広告の連続により景観が乱されることを防止するためであるが、広告目的、大きさ、掲出位置等より細やかな分類のもと、その在り方を検討する視点も必要ではないか。